

『国道 6 号線規制解除』

震災と原発事故から 3 年半ぶりに福島県沿岸部を縦断する国道 6 号線の交通規制が解除されました。富岡、大熊、双葉の 3 町にまたがる延長約 14 km、帰還困難区域を通ります。

11 月初めにこの道路を通して富岡町、双葉町に行きました。いずれも福島第 1 原発から約 10 キロです。道路に入る前に「自動二輪車、原動機付自転車、軽車両、歩行者は通行できません」「駐停車をしてはいけません」などの掲示を目にします。また、窓を開けることも禁じられ、エアコンも車内循環で使わなければなりません。年齢制限や防具装着の義務はありません。道路の入口には空間放射線量がデジタル表示されています。原子力災害対策本部によると、沿線除染後の 14 km 区間内の平均線量は $3.8\mu\text{Sv/h}$ 、最大値は大熊町で $17.3\mu\text{Sv/h}$ です。この規制解除が正しい判断だとはとても言えません。因みに、京都市の 11 月 23 日の 1 日の平均空間線量は $0.057\mu\text{Sv/h}$ です。

懸念されるのは、通行する人たちへの直接的な放射能の影響だけではありません。1 日 1 万台以上の車が行き来します。粉塵が舞い上がり、風に乗って汚染が急速に拡散して行きます。車に付着して区間外に移動します。予測できない汚染の拡大です。洗車の際には、移動先で汚染水が垂れ流しにされます。洗車に携わる人たちへの影響はないのでしょうか。

6 号線が全線開通して人や物流の交流が活発になり、経済活動や復興、避難者の帰還に弾みがつくと期待されています。しかし、原発事故に関する検証が十分されないまま、避難者の早期帰還、原発再稼働の促進、そして、原発の輸出さえ断念していない日本政府の政策は、第一義におかれるべき人の命とその尊厳が軽視されているようにしか思えません。生活そのものを根こそぎ奪い取られた被災者は、自分たちの日々の生活の困難さに加え、癒えることのない心の傷さえも理解されていないのだ、だから、このような政策が次々と押し出されて来るのだと思わざるを得ないのです。

(原発と放射能に関する特別問題プロジェクト 池住 圭)



開通区間（河北新報から引用）



規制解除された 6 号線（引用）